

○建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料一覧（秋田県の場合）

※秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

1. 工場等

手数料条例の別表 1

非住宅建築物の床面積	(1) 知事が認める方法を用いる場合	(2) (1) 以外の場合
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	24,000円	28,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	34,000円	39,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	84,000円	90,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	127,000円	133,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	157,000円	164,000円
25,000㎡以上の場合	194,000円	202,000円

2. 工場等以外の非住宅建築物

手数料条例の別表 2

非住宅建築物の床面積	(1) 知事が認める方法を用いる場合	(2) (1) 以外の場合
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	97,000円	247,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	129,000円	323,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	208,000円	460,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	271,000円	566,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	325,000円	669,000円
25,000㎡以上の場合	381,000円	763,000円

3. その他

- ・計画の変更に伴う適合性判定又は軽微な変更該当証明書の交付申請手数料は、上記手数料の額の2分の1の額になります。
- ・建築物に工場等以外の用途が含まれている場合は、「1. 工場等」ではなく「2. 工場等以外の非住宅建築物」として取り扱います。